

# 関東大震災における 横須賀鎮守府司令長官による行政戒厳 －三浦半島での戒厳権限転用による 陸海軍協同災害出動の有効性再評価－

Administrative Martial Law by the Commander-in-Chief of Yokosuka Naval District during the Great Kanto Earthquake: Reevaluation of the effectiveness of Army-Navy Cooperated Disaster Relief Operations utilizing Martial Law authorities in the Miura Peninsula

渡辺 匡

WATANABE, Tadashi

キーワード：関東大震災、戒厳、三浦半島、陸海軍協同／統合、災害出動

## はじめに

1923年9月1日、関東大正地震（被害としては「関東大震災」）が発災した。これに伴い9月3日～11月16日、横須賀市及び三浦郡<sup>1)</sup>（以下法令上の記述に鑑み必要な場合を除き「三浦半島」と呼称）に「兵備ヲ以テ地方ヲ警戒スル」ため明治15年太政官布告第36号（戒厳令）の一部（9条及び14条）が適用・施行され（このような戒厳令の適用を「行政戒厳」<sup>2)</sup>と言う）、戒厳司令官に横須賀鎮守府（以下「横鎮」と呼称）司令長官・野間口兼雄海軍大將が任命された（史上、三浦半島を適用範囲とする戒厳は本件のみである）。

三浦半島では地すべり、火災、津波浸水等により多数の被災者が発生し、横鎮長官は横須賀戒厳司令官としてその救護のため「災害出動」<sup>3)</sup>を実施した旨、記録が残存している。本論は、「三浦半島での陸海軍協同災害出動は戒厳権限の転用によりどのような効果を発揮し得たか」というリサーチクエスチョンを設け、関東大震災に係る戒厳／災害出動研究史上における、三浦半島並びに横鎮及び協力した陸軍衛戍部隊に係る空白を埋めるべく、分析と再評価を試みる。

関東大震災における海軍の災害出動に焦点を当てた先行研究はいくつか存在する。代表的なものは、後藤「関東大震災における海軍の活動」、倉谷「関東大震災における日米海軍の救援活動について一日米海軍の現場指揮官の活動を中心に」、大井「海軍の災害救援に関する一考察—鎮守府令と陸海軍の任務協定の視点から」、村上「軍隊による災害救援に関する研究—関東大震災を中心として」、吉田「軍港都市における海軍の災害対応」及び「昭和期の『災害出動』制度—関東大震災から自衛隊創設まで—」であるが、出動内容の紹介が主であり、その根拠となった戒厳令との関係及び陸海軍統合の視点から三浦半島における横須賀戒厳軍隊について論ずる部分のごく少ない<sup>4)</sup>。

また関東大震災時に施行された戒厳に関する研究も、大江『戒厳令』、松尾『関東大震災と戒厳令』、北『戒厳』、安江「関東大震災における行政戒厳」などわずかに存在するが、いわゆる「朝鮮人暴動」への対応を念頭におき三浦半島以外での治安維持中心の陸軍による戒厳任務分析が主となっている<sup>5)</sup>。

本研究は、①戒厳本来の目的に照らした任務の達成状況、②行政戒厳の実施に向けた陸海軍統合運用の実情、③治安出兵と比較した場合の行政戒厳の効果、を検証し、関東大震災における横鎮長官による災害出動の有効性を明らかにすることを目的とする。この際、陸軍側は茶園『東京湾要塞司令部極秘資料』第2巻、海軍側は横鎮『大正十二年震災誌前編』、政府全般は松尾『関東大震災政府陸海軍関係史料』、地方官憲は松島『横須賀市震災誌附復興誌』の各種資料を基礎として、文献調査により解明を試みる<sup>6)</sup>。

本論は、3つのパートからなる。第1章では行政戒厳の経緯を明らかにする。第2章では本行政戒厳と対照をなす事例との比較分析を実施する。第3章で本行政戒厳の実態を検証する。そして結論（終わりに）において、リサーチクエスチョンに対する総括的回答を提示する。

## 1 行政戒厳の経緯

### (1) 行政戒厳の施行

#### ア 戒厳の概要

戒厳とは、1882年に制定された戒厳令の定義によると、「戦事若クハ事変ニ際シ兵備ヲ以テ全国若クハ一地方ヲ警戒スル」ことを言う<sup>7)</sup>。

この本来の（真正）戒厳は、大日本帝国憲法第14条第1項「天皇ハ戒厳ヲ宣告ス」に基づく、天皇の戒厳宣告の大権により、施行されるものとされた。戒厳令は、1882年に公布され、1889年に帝国憲法が制定されるとその体制に組み込まれ、1947年5月17日の昭和22年政令第52号（ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く陸軍刑法を廃止する等の政令）により日本国憲法の制定に遡って廃止されるまで、存続した<sup>8)</sup>。

近代以降の日本史上、戒厳と称する状況は二種類生起している。

一つは真正戒厳であり、戒厳令に基づき、「戦事若クハ事変ニ際シ」閣議決定し、枢密院諮詢及び議決、天皇による裁可を経て、普通勅令公布により宣告され、施行されるものである<sup>9)</sup>。真正戒厳はさらに「戦事若クハ事変ニ際シ警戒スヘキ地方ヲ区画シテ臨戦ノ区域ト為ス」臨戦地境戒厳と「敵ノ合囲若クハ攻撃其他ノ事変ニ際シ警戒ス可キ地方ヲ区画シテ合囲ノ区域ト為ス」合囲地境戒厳の二種に分けられる<sup>10)</sup>。このうち、実際に生起したのは、以下の臨戦地境戒厳7件である。

表1 真正戒厳事例

	宣告時期	解止時期	区 画	戒厳司令官
1	1894年10月6日	1895年6月20日	広島市全部及び宇品	第五留守師団長
2	1904年2月14日	1905年10月16日	長崎要塞地帯	長崎要塞司令官
3	1904年2月14日	1905年10月16日	佐世保要塞地帯	佐世保鎮守府司令長官
4	1904年2月14日	1905年10月16日	対馬及びその沿海	竹敷要港部司令官
5	1904年2月14日	1905年10月16日	函館要塞地帯	函館要塞司令官
6	1905年4月13日	1905年7月7日	澎湖島馬公要港境域内及びその沿海	馬公要港部司令官
7	1905年5月12日	1905年7月7日	澎湖島を除く台湾全島	台湾総督（台湾守備軍司令官）

（大江志乃夫『戒厳令』81－82頁により筆者作成）

もう一つは行政戒厳である。帝国憲法第8条第1項「天皇ハ公共ノ安全ヲ保持シ又ハ其ノ災厄ヲ避クル為緊急ノ必要ニ由リ帝国議會閉会ノ場合ニ於テ法律ニ代ルヘキ勅令ヲ発ス」に基づく、天皇の立法に関する大

権により、施行されるものとされた。平時において、警察力だけでは対処できない兵備を以て警戒すべき事態が生じた場合、緊急勅令により、戒厳令の一部を特定地域に適用するものである。必要がある場合に閣議決定し、枢密院諮詢及び議決、天皇による裁可を経て、緊急勅令公布により施行するものとされた<sup>11)</sup>。この行政戒厳は3件生起し、いずれも戒厳令のうち第9条及び第14条が適用された<sup>12)</sup>。

表2 行政戒厳事例

情勢	開始時期	廃止時期	区画	戒厳司令官
日比谷焼打事件	1905年9月6日	1905年11月29日	東京市及び府下五郡	東京衛戍総督
関東大震災	1923年9月2日	1923年11月16日	東京市及び府下五郡	関東戒厳司令官
	1923年9月3日	1923年11月16日	東京府全域・三浦半島を除く神奈川県	関東戒厳司令官
	1923年9月3日	1923年11月16日	横須賀市及び三浦郡	横須賀長官
	1923年9月4日	1923年10月25日	千葉県及び埼玉県	関東戒厳司令官
二・二六事件	1936年2月27日	1936年7月18日	東京市全域	東京警備司令官

(茶園義男『東京湾要塞司令部極秘資料』21頁並びに北博昭『戒厳』114-118頁及び174-175頁により筆者作成)

表3 戒厳令抄

第1条	戒厳令ハ戦事若クハ事变ニ際シ兵備ヲ以テ全国若クハ一地方ヲ警戒スルノ法トス
第9条	臨戦地境内ニ於テハ地方行政事務及ヒ司法事務ノ軍事ニ関係アル事件ヲ限り其地ノ司令官ニ管掌ノ權ヲ委スルモノトス故ニ地方官地方裁判官及ヒ検察官ハ其戒厳ノ布告若クハ宣告アル時ハ速カニ該司令官ニ就テ其指揮權ヲ請フ可シ
第14条	戒厳地境内ニ於テハ司令官左ニ記列ノ諸件ヲ執行スルノ權ヲ有ス但シ其執行ヨリ生スル損害ハ要償スルコトヲ得ス 第一 集会若クハ新聞雑誌広告等ノ時勢ニ妨害アリト認ムル者ヲ停止スルコト 第二 軍需ニ供ス可キ民有ノ諸物品ヲ調査シ又ハ時機ニ依リ其輸出ヲ禁止スルコト 第三 銃砲彈薬兵器火具其他危険ニ渉ル諸物品ヲ所有スル者アル時ハ之ヲ検査シ時機ニ依リ押収スルコト 第四 郵便電報ヲ閉鎖シ出入ノ船舶及ヒ諸物品ヲ検査シ並ニ陸海通路ヲ停止スルコト 第五 戦状ニ依リ止ム得サル場合ニ於テハ人民ノ動産不動産ヲ破壊燬焼スルコト 第六 合囲地境内ニ於テハ晝夜ノ別ナク人民ノ家屋建造物船舶中ニ立入り検査スルコト 第七 合囲地境内ニ寄宿スル者アル時ハ時機ニ依リ其地ヲ退去セシムルコト

(北博昭『戒厳』9-12頁により筆者作成)

## イ 三浦半島における衛戍及び出兵態勢

### (ア) 陸軍の態勢

陸軍では、平時最大の作戦単位である師団ごとに、複数の府県を管轄地域とする「師管」を設定し、軍事行政を実施していた。この師管内には、師団司令部、旅団、連隊などの師団隷下組織が駐屯する「衛戍(えいじゅ)地」があり、前任指揮官が衛戍司令官として、衛戍線で囲まれた地域の警備を担っていた<sup>13)</sup>。関東大震災時点において衛戍司令官は、大正9年勅令第233号(衛戍条例)第9条により「衛戍司令官ハ災害又ハ非常ノ際治安維持ニ関スル処置ニ付テハ当該地方官ト協議スルモノトス衛戍司令官ハ災害又ハ非常ノ際地方官ヨリ兵力ヲ請求スルトキ事急ナレハ直ニ応スルコトヲ得其ノ事地方官ノ請求ヲ待ツノ違ナキトキハ兵力ヲ以テ便宜処置スルコトヲ得」とされ、災害又は非常の際における治安維持のため、要請に基づくか、もしくは自主派遣による治安出兵権を有していた<sup>14)</sup>。

三浦半島は、当時東京湾要塞地帯に含まれ、第1師団隷下の、東京湾要塞司令官を衛戍司令官とする横須

賀衛戍地とされていた<sup>15)</sup>。大正2年勅令第151号(地方官官制)第6条、衛戍条例第9条及び大正7年軍令陸第3号(師団司令部条例)第5条に基づき、本地域で災害又は非常の際に警察力を超えた治安維持が求められる場合、地方官たる神奈川県知事は、横須賀衛戍司令官(若しくは指揮系統上の上級者である第1師団長)に対し、出兵要請を行う態勢にあった<sup>16)</sup>。

なお三浦半島には、主たる部隊として第1師団隷下の東京湾要塞司令部とそれに属する横須賀重砲兵連隊(司令部及び連隊を基幹として横須賀衛戍部隊を構成)、師団直隷の横須賀衛戍病院、憲兵司令官隷下の横須賀憲兵分隊、教育総監隷下の陸軍重砲兵学校が所在した<sup>17)</sup>。

#### (イ) 海軍の態勢

海軍は、全国の陸海域を複数の海軍区に分け、各海軍区に軍港を一つずつ設けるとともに、そこへ海軍区を所轄する鎮守府を設置した<sup>18)</sup>。三浦半島は第1海軍区に属し、横鎮が横須賀市及び三浦郡に跨って設けられた横須賀軍港に置かれた<sup>19)</sup>。艦船は鎮守府及び艦隊に所属するものとされ、横須賀軍港には鎮守府所属艦船、各艦隊所属艦船等が在籍していた<sup>20)</sup>。関東大震災時点において鎮守府司令長官は、大正12年軍令海第5号(鎮守府令)第10条により「(鎮守府)司令長官ハ地方長官ヨリ地方ノ安寧ヲ維持スル為兵力ノ請求アリタルトキ事急ナレハ直ニ之ニ応スルコトヲ得但シ地方長官ノ請求ヲ待ツノ違ナキトキハ便宜兵力ヲ用キルコトヲ得」とされ、要請に基づくか、もしくは自主派遣による安寧維持のための治安出兵権を有していた<sup>21)</sup>。

なお警察力を超えた安寧維持が求められる場合、地方官官制上、地方官たる神奈川県知事は「師団長ニ移牒シテ出兵ヲ請フ」こととされ、原則陸軍に対して出兵要請を行うものとされていた。また海軍は、警察力を超えた安寧維持は陸軍の衛戍任務であり、原則海軍は「海中ノ孤島其他沿海ノ地方ニシテ其地ニ陸軍軍隊ノ駐在セサルカ若ハ其力及ハサル場合ニ主トシテ適用セラルル儀ニ有之候」として、海上区域、陸軍衛戍地からの遠隔僻地と海軍に關係する地域、具体的には軍港等のみを警備する方針でそれ以外の陸上区域は陸軍担当との認識であった<sup>22)</sup>。

#### ウ 関東大震災に伴う戒嚴の施行

##### (ア) 緊急勅令による行政戒嚴の施行

関東大震災の発災に伴い、政府は9月2日に緊急勅令(大正12年勅令第398号)及びこれに基づく普通勅令(大正12年勅令第399号)を公布し、東京市及び東京府下5郡(荏原郡、豊多摩郡、北豊島郡、南足立郡及び南葛飾郡)への行政戒嚴を施行した(横須賀市及び三浦郡への行政戒嚴適用は大正12年勅令第401号の公布に伴い9月3日以降となる)。

そもそも行政戒嚴は緊急勅令によって公布されるため、「戦事若クハ事変」でなくとも平時において、帝国憲法第8条に規定された緊急勅令の要件を満たせば施行可能となる<sup>23)</sup>。一般に緊急勅令の要件は、①公共の安全を保持し又はその災厄を避ける為、②その目的の為に新たなる立法が必要、③その必要が緊急、④議会閉会中、とされていた<sup>24)</sup>。単に警察力が不足する場合は、衛戍条例や鎮守府令に規定された治安出兵権をもって、治安/安寧を維持すればよいが、震災にあたり、政府は治安出兵ではなく、緊急勅令公布という立法行為を伴う、行政戒嚴の適用を選択した。

その公布に至る経緯と理由を確認する。

まず発災直後の9月1日14時頃、警視總監・赤池濃(あかいかいあつし)は「震災火災の注進櫛の齒を引くが如き故余は帝都を挙げて一大混乱裡に陥らん事を恐れ、この際は警察のみならず国家の全力を挙げて治

表4 三浦半島に係る行政戒厳関係勅令

勅令番号	公布日	内容
第398号	9月2日	一定ノ地域ヲ限り別ニ勅令ノ定ムル所ニ依リ戒厳令中必要ノ規定ヲ適用スルコトヲ得
第399号	9月2日	大正十二年勅令第三百九十八号ニ依リ左ノ区域ニ戒厳令第九条及第十四条ノ規定ヲ適用ス但シ同条中司令官ノ職務ハ東京衛戍司令官之ヲ行フ 東京市 荏原郡 豊多摩郡 北豊島郡 南足立郡 南葛飾郡
第400号	9月3日	関東戒厳司令部条例 第一条 関東戒厳司令官ハ陸軍大将又ハ中將ヲ以テ之ヲ親補シ天皇ニ直隷シ東京府及其ノ付近ニ於ケル鎮戍警備ニ任ス 関東戒厳司令官ハ其任務達成ノ為前項ノ区域内ニ在ル陸軍軍隊ヲ指揮ス（以下略）
第401号	9月3日	大正十二年勅令第三百九十九号中左ノ通り改正ス 「東京衛戍司令官」ヲ「神奈川県横須賀市及三浦郡ニ在リテハ横須賀鎮守府司令長官其ノ他ノ区域ニ在リテハ関東戒厳司令官」ニ「東京、荏原郡、豊多摩郡、北豊島郡、南足立郡、南葛飾郡」ヲ「東京府神奈川県」ニ改ム
第478号	11月15日	大正十二年勅令第三百九十八号ハ之ヲ廃止ス（本令ハ公布ノ日ノ翌日ヨリ之ヲ施行ス）
第479号	11月15日	大正十二年勅令第三百九十九号ハ之ヲ廃止ス（本令ハ公布ノ日ノ翌日ヨリ之ヲ施行ス）

（松尾章一『関東大震災政府陸海軍関係史料』Ⅱ巻17-20頁により筆者作成）

安を維持し応急の処理を為さざるべからざるを思ひ、（中略）後藤（内務省）警保局長に切言して内務大臣に戒厳令の発布を建言した<sup>25)</sup>。しかし発災当日、政府は行政戒厳の適用を決心せず、16時半頃赤池警視総監は東京衛戍司令官代理第1師団長・石光真臣（いしみつまおみ）陸軍中將に対し、治安出兵を要請し受理された<sup>26)</sup>。翌2日朝、閣議において東京府内で拡大を始めた流言と治安の悪化が報告された。内務大臣・水野錬太郎によれば「人心恐々たる裡に、どこからともなくあらぬ朝鮮人騒ぎまで起こつた。（中略）早速警視総監を呼んで聞いてみるとさういう流言蜚語がどこともなしに行われてあるとの事であつた。そんな風ではドウ処置すべきか、場合が場合故種々考えてみたが、結局戒厳令を施行するの外はあるまいといふ事に決した」とのことで、12時過ぎ、その日2度目の閣議で緊急勅令案が決定された<sup>27)</sup>。枢密顧問の諮詢を経ずに、12時45分に摂政官・裕仁親王の裁可を経て、15時頃に謄写刷り官報号外で行政戒厳が施行された<sup>28)</sup>。つまり、行政戒厳を東京に施行する当初の目的は、災害対処よりも、むしろ治安維持であったと言える。

なぜ東京の治安責任者である警視総監、その上司たる内務大臣が、行政戒厳の適用を決心したのだろうか。

それは「警察のみならず国家の全力を挙げて治安を維持し応急の処理を為さざるべからざる」、警察力だけでは治安維持が困難な状況であると判断したからである。ただ治安維持ということであれば、戒厳令の部分適用によらず、治安出兵でも十分に効果が得られると誤解されがちである。しかし警視総監も内務大臣も、治安出兵では不十分だと考えたが故に、戒厳令の適用を決心した訳である。

治安出兵では軍隊は、騒乱鎮定に必要な限度で騒乱の原因を作った者に対してのみ命令強制を行い、無関係の人民に対して命令強制を行う権限は有しない。他方行政戒厳では、戒厳令第9条及び第14条により、戒厳司令官は騒乱との関係を問わず、人民に対する命令強制権が付与される。治安出兵と行政戒厳は、軍隊が命令強制をなせる客体に、最も大きな相違がある<sup>29)</sup>。さらに戒厳令第9条「臨戦地境内ニ於テハ地方行政事務及ヒ司法事務ノ軍事ニ関係アル事件ヲ限り其地ノ司令官ニ管掌ノ権ヲ委スル」の規定により、行政戒厳施行下では戒厳司令官が、軍事に関係がある範囲においては、地方行政事務及び司法事務を管轄下に置くことができる。つまり警視総監も内務大臣も、混乱が四方で発生し、交通通信困難で庁舎も焼失し職員に死傷者も出る中、府市・警察の機能発揮が困難な首都の情勢にあって、自己完結性を有する戒厳軍隊が治安維持に係る警察作用を発揮し、危険行為抑止や言論統制、交通制限など、一元的に社会統制することを期

待したと考えるのが自然である。治安出兵では軍隊は警察と協力するにとどまり、社会全体の混乱を主導して抑えることなどできないからであった。

9月6日、「今回ノ震害ニ因ル戒厳ハ事変ニ因ル戒厳ト看做シ且其ノ戒厳区域ハ臨戦地境ト看做シ陸、海軍ニ関スル諸条規ヲ為スコトニ致度」との陸海軍両大臣の請議が閣議決定されている<sup>30)</sup>。即ち、戒厳令第1条は正式には適用されていないが、そこに記された「(戦事若クハ事変ニ際シ)兵備ヲ以テ全国若クハ一地方ヲ警戒スル」という戒厳の目的が本行政戒厳においても明確化されたのである。

#### (イ) 行政戒厳の横須賀市及び三浦郡への拡大適用

第1師団長(震災当初は東京衛戍司令官たる近衛師団長が演習のため不在であり2日8時の帰京まで東京衛戍司令官代理として勤務)は、師管内に神奈川県を抱えていたが、県内に所在する隷下部隊は横須賀市を本拠とする東京湾要塞司令部(横須賀衛戍司令部)及び横須賀重砲兵連隊のみであった<sup>31)</sup>。そして発災から時間が経つにつれ、横浜を始めとする神奈川県の被災状況と混乱に係る情報が第1師団に伝わってきた。

当時横浜付近ノ被害ハ遥ニ東京ノ上ニ出テ全市悉ク焼野ト化シ市民殆ント飢餓ニ瀕ス加フルニ鮮人暴挙ノ風説、根岸刑務所ヨリ解放セラレタル千余ノ囚人ノ出現、某社会主義者一派ノ専横等民心ヲ惑乱スルモノ甚シキニ拘ラス警察官憲亦多大ノ災害ヲ蒙リテ其威令殆ント行ハレス鬪争掠奪各所ニ起リテ殆ント無政府ノ状態ナリニ日午後陸軍当局ハ右ノ状況ヲ知り帝都ノ物情亦危険ニ瀕シ而モ在京ノ兵力尚頗ル僅少ナリシモ万難ヲ排シ横浜ニ派兵スルニ決シ同日夜恰モ習志野ヨリ急遽帝都ニ到着セル騎兵一連隊ヲシテ人馬休息ノ違ナク続イテ横浜ニ急行セシメ更ニ歩兵一中隊ヲシテ翌三日駆逐艦ニテ同地ニ向ハシメ以テ焦眉ノ急ニ応セシム是等ノ部隊ハ翌三日午後以来横浜ニ進入シ市民始メテ蘇生ノ思アリ<sup>32)</sup>

陸軍、内務省及び東京府・神奈川県等からの情報を踏まえ、9月3日、政府は大正12年勅令第401号を公布。戒厳令第9条及び第14条の適用区域を東京府全域と神奈川県に拡大、戒厳司令官の職務を、横須賀市及び三浦郡にあつては横鎮長官に、その他の区域にあつては(東京衛戍司令官を改められ)関東戒厳司令官が行うこととした(さらに9月4日には勅令第402号が公布され、戒厳区域は千葉県及び埼玉県に拡大し、戒厳司令官には関東戒厳司令官が当てられた)<sup>33)</sup>。

海軍省軍務局は後日、『大正十二年九月一日震災記録』を作成・記録しているが、当時における行政戒厳の横須賀市及び三浦郡への適用については、以下の認識であった。

九月二日勅令第三百九十八号及第三百九十九号ヲ以テ先ヅ東京市並隣接五郡ニ戒厳令中第九条及第十四条ノ規定ヲ適用シ以テ治安維持ニ任セシメラル次テ横浜其他湘南一帯ニ亘リ震害激甚ナルノ状況明トナリ翌三日勅令第四百一号ヲ以テ区域ヲ東京府神奈川県ニ拡張シ司令官ノ職務ハ神奈川県横須賀市及三浦郡ニ在リテハ横須賀鎮守府司令長官其他ノ区域ニ在リテハ関東戒厳司令官之ヲ行フ<sup>34)</sup>

なお勅令第401号の受領に先立つ9月4日(時間不明)、横鎮長官は海軍大臣に対し、戒厳令の一部適用区域に関する意見を、以下の内容で電報送信している<sup>35)</sup>。

海軍ノミノ見地ヨリスレハ目下ノ処戒厳施行ハ絶対的必要ナリトハ認メサルモ大局ヨリ見レハ此ノ際施

行セラルヲ有利ナリト認ム其ノ区域ハ三浦郡ノ外鎌倉町、大船町ヲモ加ヘラルルヲ適当ト信ス意見具申ス<sup>36)</sup>

海軍次官は、4日17時30分に横鎮長官宛に（有線通信が寸断する中、空間状況等無線通信だけでは確達困難なため）鳩通信を行い、①9月3日付で勅令第401号が公布されたこと、②これにより横須賀市及び三浦郡に戒厳令第9条及び第14条が適用されること、③横鎮長官が戒厳司令官となること、を伝えた<sup>37)</sup>。この情報を踏まえ、横鎮は4日21時、横須賀衛戍司令部に対し、当地に戒厳令が布告された旨、電話通報を行った<sup>38)</sup>。

5日10時頃、横須賀戒厳司令官は横須賀衛戍司令官を含む横須賀官公庁の長に対し、13時に戒厳令第9条に依る司令官告諭を行うので横鎮に参集するよう、通牒した<sup>39)</sup>。そしてその場にて、以下の告諭が発せられた。

今般勅令第四〇一号戒厳令ヲ以テ本職ニ横須賀市並ニ三浦郡全部ノ治安ヲ維持スルノ権ヲ委セラレタリ今回ノ震災ニ関シテハ関係陸軍各部地方官公衙諸団体及一般人士並ニ部下海軍各部隊ハ日夜全カヲ尽シテ応急策ヲ講シ警備救護救恤ニ従事シツツアルモ尚此ノ際一層協力戮力最善ノ努力ヲ尽シ一刻モ速ニ其実績ヲ挙クルニ遺憾ナカランコトヲ切望ニ堪ヘス<sup>40)</sup>

6日、戒厳司令官は横戒令第1号を発し、①戒厳地を横須賀・逗子・浦賀・三浦の4戒厳地区に区分すること、②戒厳地区指揮官には海軍将校を当て横須賀戒厳地区指揮官は戒厳司令官が自ら当たること、③各戒厳地区指揮官の任務を「地区内ニ於ケル治安維持ヲ担任シ地方官憲ト協力シテ罹災民ノ救恤保護ニ努ムヘシ」とすること、④戒厳司令部を横鎮内に設置すること、を明示した<sup>41)</sup>。

## (2) 三浦半島における行政戒厳の推移

### ア 被災状況と初動対応

9月1日11時58分、大正関東地震が生起し、関東大震災をもたらした。その震源は神奈川県西部から千葉県房総半島にかけての広範な地域とされ、規模はマグニチュード7・9とされている<sup>42)</sup>。三浦半島は震源直上にあたり、広い範囲で震度6から7という地震動に見舞われた。これにより、建物の倒壊、道路・鉄道・水道・通信線の寸断、急傾斜地の崩壊、津波の襲来、火災による延焼が生起した<sup>43)</sup>。主要な被害状況について、市民の被害を表5に、施設の被害を表6に示す。本論文は震災被害とそれへの対応を明らかにすることが焦点ではなく、松島『横須賀市震災誌附復興誌』等を参照されたい。

三浦半島の中で最も罹災率が高いのは横須賀市で、人口の84%に及んだ。市内8ヶ所から発生した火災は下町を焼き尽くして市の中心部は壊滅状態となり、市内10ヶ所で崖崩れが起きて生き埋め者が続出した<sup>44)</sup>。軍港内では、箱崎地区の18基ある重油タンクのうち10基が延焼して港内停泊中の艦艇が港外へ避難したほか、海軍工廠施設の半数が倒壊し工員に多くの死傷者が出た<sup>45)</sup>。また横須賀市に次いで被害の大きかった三浦郡浦賀町では、民家の約8割が全半壊し、崖崩れにより死傷者が多数でるとともに、半島最大の民間工場であった浦賀船渠株式会社は壊滅的被害を受けた。

表5 市民被害状況

	横須賀市	三浦郡
世帯数	16150	19490
人口	89879	101860
焼失戸数	4700	139
全壊戸数	7227	4037
半壊戸数	2514	5518
死者	684	547
傷者	897	2848

(世帯数及び人口については内閣統計局『大正九年国勢調査報告』全国の部第1巻(東京統計協会、1928年)119頁、その他は千秋社『関東大震災誌・神奈川編』559頁及び松島鶴次郎『横須賀市震災誌附復興誌』40頁により筆者作成)

表6 主要施設被害状況

主要施設	被害状況	記事
横須賀市役所	全壊	建物内執務不能
市立横須賀病院	全壊2棟、半壊4棟	建物内執務不能
三浦郡役所	破損	建物内執務一部可能
道路	寸断多数	半島域内外交通困難
鉄道(横須賀線)	大船～横須賀間寸断多数	半島域内外交通不能
井戸	1879井中1092井使用可能	水道普及率54.9%
水道	走水系統/半原系統導水管寸断	走水貯水使用可能
横鎮	庁舎半数損壊	建物内執務不能
海軍病院	全焼	建物内執務不能、要塞司令部へ患者を移送
海軍箱崎重油タンク	9.5万トン中7.3万トン焼失	-
在泊艦艇	被害なし	任務可能
東京湾要塞司令部	一部建物倒壊の他、損害軽微	建物内執務一部可能
横須賀重砲兵連隊	全壊6棟、半壊15棟	建物内執務一部可能
横須賀衛戍病院	建物大部倒壊、火災は免れた。	建物内執務一部可能
陸軍重砲兵学校	全壊6棟	建物内執務一部可能
横須賀憲兵分隊	破損	建物内執務一部可能

(松島鶴次郎『横須賀市震災誌附復興誌』40-42頁並びに毛塚五郎『関東大震災と三浦半島』64-69頁及び116-125頁により筆者作成)

横須賀市は市長と助役が欠員中なため、県から出向した林事務官が市長職務管掌を務める変則状態で、被災することとなった(なお10月9日に退役海軍軍人である奥宮前市長が市長に再任された)。市庁舎は全壊し、9月2日に横鎮構内天幕に仮事務所を設け職員の震災対応臨時事務分掌を定めるとともに、横鎮、東京湾要塞司令部、横須賀憲兵分隊、横須賀警察署等と連合救護本部を組織して、被災民救護、食糧徴発等に当たった<sup>46)</sup>。なお行政戒厳施行後は、市は戒厳司令官の指揮下に入り、連合救護本部の機能も横鎮が主導することとなった<sup>47)</sup>。三浦郡役所は震災後敷地内に天幕事務所を仮設し、海軍と緊密に連携をとって救護事務に当たった<sup>48)</sup>。

横鎮は深刻な被害を受けたが、司令部を庁舎前庭天幕に移して指揮活動を開始。隷下艦艇部隊より派遣防火隊を出して救護及び治安維持活動に当たらせるとともに、市郡町村・被災民の陳情応接に忙殺されることとなった。しかし、電信電話は断線、道路・水道不通で消火活動困難となり、対応は限定的にならざるを得なかった。東京との通信のため、艦艇便で連絡を取るとともに、敷設艦「阿蘇」を副無線電信所に指定、鳩

通信も活用し、意思疎通に努めた。9月2日、横鎮は幕僚臨時事務分担を定め、市役所・郡役所・陸軍衛戍部隊等と連携しつつ、初動対応を本格化していく。被災民の救護治療・収容・輸送、食糧・医療品等の収集・管理・配給、清水配水、主要施設間の電話線・電灯線敷設等を開始した<sup>49)</sup>。同日13時には、横鎮参謀長は海軍関係者、横須賀市長職務管掌、警察署長、憲兵分遣隊長、要塞司令部副官を集め、市中で見込まれる食糧不足問題について協議。陸海軍兵力により市長名で米穀類を徴発し、翌3日から市内二十数ヶ所で配給すべく合意している<sup>50)</sup>。

横須賀衛戍司令部である東京湾要塞司令部は、比較的被害が少なかった。司令官・福原佳哉陸軍中将は、横鎮との連絡に努めつつ、隷下の横須賀重砲兵連隊を陸軍重砲兵学校と連携させ、被災民救護及び市内警戒に当たらせた。また全焼した海軍病院の入院者等約千名及び付近の被災民約千名を司令部構内に避難収容した。9月2日、司令官は司令部内分担任務を定めて震災対応の効率化を図るとともに、海軍艦艇による東京への連絡使派遣を実施。3日には海軍と連携し、米穀配給、朝鮮人監視・保護のための重砲兵連隊構内への収容所設置、道路啓開、救護所の運営、陸海軍警戒区域の設定、電話線設置等を開始している<sup>51)</sup>。

#### イ 戒厳司令官による行政戒厳の施行状況

既述のとおり、横鎮では4日夕刻、3日付で横須賀市及び三浦郡に行政戒厳が適用され、戒厳司令官に横鎮長官が任ぜられたとの情報が得られた。横鎮長官は、戒厳司令官として5日13時に在横須賀官公庁の長を集め、行政戒厳施行に係る方針を訓示した。そして翌6日、横戒令第1号を出し、戒厳地を横須賀・逗子・浦賀・三浦の4戒厳地区に区分し、海軍将校を地区指揮官として指定した上で任務（治安維持及び罹災民の救恤保護）を定め、さらに「救恤保護」に関し、食糧、建築物及びその材料、衛生材料、被服、燃料、労務に係る徴収並びに分配、その他、を実施事項として明示した。各戒厳地区は任務と実施事項に応じた幕僚の事務分担を新たに規定し、戒厳業務を実施した。これにより「地方官地方裁判官及び検察官（戒厳令第9条）」は、特に被災民救護（救恤保護）に関し、戒厳司令官の指揮を請うこととなり、その指示のもとで業務を遂行する態勢となった。

#### ウ 横須賀戒厳地と海軍中央・艦隊及び関東戒厳地との関係

行政戒厳の施行により、横鎮長官の任務は2つとなった。第1は第1海軍区指揮官として与えられている任務であり、第1海軍区内全域における海軍省と連携しての、震災対応を含めた活動する艦隊等への後方支援及び自身の保有する兵力による警備、が該当する。2つ目は天皇に直隷する戒厳司令官としての任務であり、横須賀市及び三浦郡においては「地方行政事務及び司法事務ノ軍事ニ関係アル事件ヲ限り（戒厳令第9条）」とは言え、横須賀市（当初市長助役欠員）も三浦郡町村も機能を著しく低下している以上、治安維持のみならず被災民救護業務も主導することとなった。そして関東戒厳司令部と異なり、特令を以て新たな幕僚機構が組織されず、横鎮の組織能力を以て戒厳司令部を兼務せねばならない状況では、指揮通信も平素ほど円滑ではなく、おのずと後者の任務に重点を置かざるを得なかった<sup>52)</sup>。

他方横須賀戒厳司令官は、三浦半島地域の治安維持に関しては、あまり注力する必要がなかった。一時的に民心の安定を欠くこともあったが、陸海軍部隊が所在して存在を示し、適切な活動を行った結果、東京・横浜と比較して治安が悪化せず、大きな混乱を生じなかったからである<sup>53)</sup>。

横鎮は、震災後にまとめた『大正十二年震災誌前編』において、「戒厳令発布後実施セル事項」として順に、衛生保健、医療救護、衣糧補給、治安維持、鮮人取締保護、居住仮建物設置、給水並びに水源復旧、照明施設（電気復旧）、（海軍内）通信連絡（復旧）、道路交通（鉄道）並びに焼跡清掃土砂搬出作業、郵便及び通

信（電信電話復旧）事務、市内金融（再開）、情報発刊、震災地付近沿岸海面水路の調査並びに航路標識の復旧、の各業務を実施したと記録している<sup>54</sup>。この項目記載を見ても、治安維持は最重要ではなく被災民救護業務と同列の別任務と認識していること、そして関係機関と連携しつつ主導し、平時は市郡町村が担う業務及び国・民間会社が担うべき業務も包括して被災民救護に全力を尽くしていたこと、が判明する。

海軍省とは、艦艇便・航空機便による公用使派遣、副無線電信所（通信担当艦）の設定による通信中継、鳩通信により通信の維持に努めた。海軍省は前日の政府臨時震災救護事務局設置を受け、9月3日、震災救護委員会を設け、9日以降毎日、委員会連絡将校1名を横須賀に派遣した。このため横鎮は省・連合艦隊等との連携の円滑化を図ることができた<sup>55</sup>。9月下旬には鎮守府と海軍省間の通信線が開設され、同25日に鎮守府無線通信所が旧に復した。三浦半島は一時的に陸路による域外との交通がほぼ遮断されたため、横鎮は海軍省（設置後は省震災救護委員会）及び臨時震災救護事務局神奈川県支部と連携して、海軍の艦艇を主に用い、大阪、神戸、呉、佐世保等から膨大な救護物資を被災地に運び込んだ。物資の出納は横鎮軍需部、陸揚げは在泊艦艇乗組員を用いて横鎮港務部が担当した<sup>56</sup>。その他、三浦半島における戒厳業務は天皇に直隷する横鎮長官の専権事項であり、海軍中央及び関東戒厳司令部等と連絡しつつ、任務を遂行した。

海軍は、ワシントン海軍軍縮条約を受け、1922年12月1日に平時にも関わらず初めて連合艦隊を編成した。第1艦隊司令長官兼連合艦隊司令長官は竹下勇海軍大将で、各軍港所属艦艇から第2艦隊等を含めた53隻の艦艇を抽出し、連合艦隊を構成した<sup>57</sup>。連合艦隊は発災当時、遼東半島裏長山列島付近で検閲中であったが、それを取りやめ、内地へ帰還した。竹下長官は9月6日、連合艦隊命令特第1号を発して「品川沖及横浜ニ於ケル艦船部隊ノ救護任務ニ関シテハ本職之ヲ指揮ス」ることを示し、自身は海軍省構内に事務所を設けて（9月21日退去）全体を指揮しつつ海軍中央や内閣、陸軍、横鎮と連携するとともに、第2艦隊には品川沖での、第3戦隊には横浜での救護業務を命じた<sup>58</sup>。連合艦隊は10月10日に東京湾における震災救護任務を横鎮へ引き継ぐまでの間、主として港務管理、救護物資揚陸及び外国からの救護物資受け入れの任務に従事した。連合艦隊所属艦艇が三浦半島での戒厳業務に関与することも、横鎮隷下に入ることも、なかった<sup>59</sup>。

関東戒厳司令官は、三浦半島を除く神奈川県全域における戒厳任務を担任していた。司令部内に参謀部を設け、その業務として「指揮下軍隊ノ使用ニ関スル事項」とともに「海軍トノ連絡」を規定していた<sup>60</sup>。また毎日定時に関東戒厳司令部が得た情報及び必要書類を陸軍関係先のほか、海軍省、海軍軍令部、横須賀戒厳司令部、内務省、東京府庁、神奈川県庁等に共有したほか、これら関係官憲からも通報報告を送致されていた<sup>61</sup>。

政府は勅令第397号（臨時震災救護事務局官制）を公布し、2日午後には総理大臣が総裁、内務大臣が副総裁、そして内務・大蔵・陸軍・海軍・通信・農商務・鉄道各省次官等を参与とした臨時震災救護事務局が組織され、震災対応に当たることとなった<sup>62</sup>。臨時震災救護事務局は神奈川県被災状況に鑑み支部の必要性を認め、9月4日、神奈川県支部を設置。翌日県庁仮事務所内にて、内務省派遣事務官及び県・横浜市職員をもって業務を開始した。本支部は横鎮と連携しつつ、三浦半島の救護事務に任じた<sup>63</sup>。

## 2 行政戒厳の比較分析

### (1) 関東大震災における関東戒厳司令官による行政戒厳

#### ア 概要

勅令第401号に基づき、関東戒厳司令官は9月3日、関東戒厳司令官命令第1号を発出した。そこでは「本年勅令第401号施行ニ関シ警視總監、関係地方長官及警察官並郵便局長ハ勅令第401号施行地域内ニ於テ本司令官ノ管掌ノ下ニ左ノ諸勤務ヲ施行スヘシ但シ之カ施行ハ罹災者ノ救護ヲ容易ニシ不逞ノ挙ニ対シ之ヲ保護スルヲ目的トスルヲ以テヨク時勢ノ緩急ニ応シ寛厳宜シキニ適スルヲ要ス」と冒頭で述べ、①集会・新聞雑誌広告の制限、②危険物の検査押収、③船舶諸物品の検査、④検問・通行制限の実施、⑤家屋建造物船舶への立ち入り、⑥退去命令の実施、⑦郵便電信の開緘、につき指示を出している。この命令により、治安維持及び警備が最も重要な任務であることを示し、救護業務に先立ちその方針を明らかにしていることが分かる。

1月2日に作成された「関東戒厳司令部業務実施要綱」によれば、関東戒厳司令官の職域として、戒厳当初、以下の認識があったと記録されている。

本来ノ任務ハ警備換言スレハ治安ノ維持ニ存スルコト勿論ニシテ震災被害ノ救護ニ関シテハ自ラ之ヲ主管スヘキ官庁他ニ存ス然レ共震災ノ為帝都付近アラユル諸機関一時殆ント覆滅シ内外ノ連絡遮断シタルノミナラス各官庁スラ震災ノ被害激甚ニシテ敏速ナル活動ヲ許ササル当時ノ状況ニ於テハ戦時ノ独立活動ヲ基礎トシタル編成組織ヲ有スル軍隊ノ実力ヲ以テ震災被害ニ対シ応急救済ニ任スルハ蓋シ喫緊ノ事ニシテ特ニ糧食問題ノ如キ焦眉ノ急ニ迫リ一刻ノ躊躇ヲ許ササル状況ナル<sup>64)</sup>

5日午後、内務大臣兼臨時震災救護事務局副総裁・後藤新平と関東戒厳司令官・福田雅太郎陸軍大将との間で、①治安維持は関東戒厳司令官の責任で担当、②救護事務は内務大臣の責任で行うが関東戒厳司令官は努めてそれを援助する、という覚書が交わされた<sup>65)</sup>。

9月11日、陸軍省は臨時震災救護事務局を支援するため、省内に陸軍震災救護委員を設置し、関東戒厳司令部から救護機能を分離して、救護物資の供給、救療・収容、社会基盤の復旧等の指揮を同委員に移管した<sup>66)</sup>。これにより、関東戒厳司令部は治安維持に更に重きを置く組織体となった。

#### イ 三浦半島における行政戒厳との比較

関東大震災に伴う行政戒厳は、2人の戒厳司令官が分任した。一人は三浦半島を戒厳地とする横鎮長官(横須賀戒厳司令官)であり、もう一人は東京府、三浦半島以外の神奈川県、千葉県、埼玉県を戒厳地とする関東戒厳司令官であった。三浦半島だけを横鎮長官が担任したのは軍港があったためで、陸海軍の警備分担取り決めがその根拠であった。同格の指揮官同士でありながら対象とする地域は、前者が156.7平方キロ、19.2万人であったのに対し、後者が13219.6平方キロ、748.7万人であり、前者は後者面積の1.2%、人口の2.6%に過ぎなかった<sup>67)</sup>。横須賀戒厳司令官が使用可能な部隊等は、三浦半島所在横鎮隷下部隊、横須賀衛戍部隊及び陸軍重砲兵学校程度であるものの、地元であり、地の利を生かし関東戒厳部隊に比して手厚い戒厳任務を実施できた。

加えて三浦半島は、軍港（もしくはその近傍）かつ要塞地帯にして元来警備嚴重なため、前述の東京府内、横浜市で見られた治安の悪化に至らなかった。朝鮮人暴動の風説が飛び、戒厳令拡大適用の要因となったが、

三浦半島にはそもそも朝鮮人が少なく、その多くを陸海軍協力の下、震災当初に重砲兵連隊司令部で保護したため、関東戒厳地で見られた朝鮮人虐殺の記録は、当地に残されていない<sup>68)</sup>。

震災当初の9月6日、横須賀戒厳司令官は横戒令第1号を発し、4名の戒厳地区指揮官に対し「地区内ニ於ケル治安維持ヲ担任シ地方官憲ト協力シテ罹災民ノ救恤保護ニ努ムヘシ」と命じている。他方、横鎮は震災後にまとめた『大正十二年震災誌前編』において「人心安定ノ為メ考慮ヲ要セシハ衣食住ニ次デ治安維持」と認識しており、治安が関東戒厳地と比べ悪化せず、交通遮断により三浦半島は「陸の孤島」となって、海を活用した救護物資搬入と他からの応援なしに被災民救護を進める必要が生起し、その行政戒厳は結果被災民救護（救恤保護）へと変容した<sup>69)</sup>。この点、関東戒厳地の行政戒厳と著しい対象をなしていると言えよう。

## (2) 海軍による真正戒厳

### ア 概要

関東大震災以前、海軍将校が戒厳司令官となって施行された戒厳は、いずれも日露戦争中の真正（臨戦地境）戒厳の3件であり、表1中、3、4及び6が該当する。

3の佐世保戒厳地及び4の対馬戒厳地の場合、その主たる施行目的はロシアに対する防備の必要（攻撃を受ける可能性）があるためであり、6の澎湖島戒厳地の場合は防諜目的の警戒のためであった<sup>70)</sup>。

表1中、2から5の戒厳が宣告された翌日の1904年2月15日、陸軍次官は戒厳執行に関する内牒を海軍・内務省等に発し、「今般其地ニ戒厳ヲ布告セラレ候重ナル理由ハ地方ノ取締就中間諜ニ対スル警戒及海面ノ防備ニ在ル儀ニ候間既ニ及御差廻候執行心得書ニモ有之通り成ルベク地方ノ行政司法ハ平日ノ状態ニ存セシメ軍事上特ニ必要ナキ限りハ之ニ干渉セズ地方人民ヲシテ戒厳施行ニ拘ラズ成ルベク營業ニ安ゼシムル様ニ致シ度」と通達している<sup>71)</sup>。

海軍では、民事法・刑事法の一部停止に伴う軍法の適用と軍事裁判に備え、海軍治罪法に基づいて（臨戦地境戒厳ではあるが）「合囲地軍法会議」を設置した<sup>72)</sup>。また検問所を設置し通行人検査及び物品没収が行われたほか、郵便電報の開緘が実施された。しかし全体としては戒厳令第9条「臨戦地境内ニ於テハ地方行政事務及ヒ司法事務ノ軍事ニ関係アル事件ヲ限り其地ノ司令官ニ管掌ノ權ヲ委スル」との規定を踏まえ、軍事に直接関係のない地方行政及び司法事務については干渉せず、戒厳の目的に沿えば干渉する必要もなかったのである。現実に戒厳地が敵国から脅威を受け社会が混乱を増すことはなく、海軍による真正戒厳事例は、戒厳令第1条記載の「戦事若クハ事変ニ際シ兵備ヲ以テ全国若クハ一地方ヲ警戒ス」という治安維持の趣旨から、逸れるものではなかった。

### イ 三浦半島における行政戒厳との比較

海軍省法務局長は9月8日、軍事に關係する範囲とは言え、横須賀戒厳司令官による地方行政事務及び司法事務の管掌を躊躇なく実施するよう、横鎮法務長に対し次のとおり督励している。

今次ノ大震災ニ関シ勅令第四百一号ニ依リ神奈川県横須賀市及三浦郡ニモ戒厳令第九條及第十四條ノ規定ヲ適用セラレ同地方ニ於テハ貴鎮守府司令長官ガ同條中司令官ノ職務ヲ行フニ至リタル結果同地域内ノ地方行政事務及司法事務ノ軍事ニ関係スル事件ハ貴鎮守府長官ノ管掌権内ニ委ネラレタル次第ニ有之候ニ就テハ此ノ際鋭意長官ヲ輔ケ今般特ニ制定発布サラレタル緊急勅令（治安維持勅令、暴乱取締令等）其ノ他海軍刑法、軍機保護法、治安警察法、出版法等ノ違反者ノ検挙ハ一層厳正迅速ヲ期セラレ度<sup>73)</sup>

これは、関東戒厳司令官が東京控訴院検事長に対し随時指揮命令を発している状況に照らして、非常徴発令、暴利取締令、支払延期令といった既出の勅令を、組織力の低下した三浦半島地域の司法行政組織の上に立つ横須賀戒厳司令官が直接運用することで、社会の混乱を抑え、災害救護を迅速に実施するために必要だと考えられたからであった<sup>74)</sup>。なお前節のとおり関東戒厳司令官は法令違反者の取締までを担当するのに対し、横須賀戒厳司令官は横須賀市役所及び三浦郡町村役所等を隷下におき、市民に対する地方行政事務及び司法事務を指揮している<sup>75)</sup>。

日露戦争下の真正戒厳と異なり、三浦半島での行政戒厳はもはや、治安維持という警察作用に留まらず、まさに軍政状態であった<sup>76)</sup>。

### (3) 海軍による関東大震災以前における災害出動<sup>77)</sup>

#### ア 概要

前述のとおり、海軍は、治安出兵（及び本権限に基づく災害出動）を認められていたが、僻地、軍港周辺又は洋上と言った海軍担当の警備区域以外の治安出兵は、陸軍の役割と認識していた。従って、海軍が関東大震災以前に警備区域を超えて治安出兵／災害出動したケースは、1910年5月の青森市で生じた大火における出動、そして同年8月の東京府内で生じた関東大水害における出動程度しか、認められない<sup>78)</sup>。ここで、2件の海軍出動状況を概観する。

#### (ア) 青森大火における事例

1910年5月3日13時、青森市内で火災が発生、17時30分の鎮火に至るまで焼失家屋約7500戸、死者26名を出す大火となった。青森市は第8師団（司令部：弘前市）の師管内で歩兵第5連隊の衛戍地であった。連隊長は衛戍条例に基づき、自己の判断で治安出兵し、地方官憲と協力して防火及び救護活動に従事した。鎮火後ではあるが、第8師団主力も弘前から進出し、救護活動を実施している。

一方海軍は、青森港に停泊していた大湊要港部所属の駆逐艦「曙」及び曳船「第一大湊丸」が派遣防火隊を出動し、近傍消火活動に当たるとともに、搭載汽艇を活用した被災民避難支援に従事、事態鎮静化後に部署を復旧した。これは明治31年海軍省達第2号（軍艦職員勤務令）第126条の「陸地ニ火災アルトキハ便宜ニ從ヒ消防ノ処置ヲ施スヘシ」を準用した活動であり、指揮官独自の判断によって出動したものであった<sup>79)</sup>。陸軍は鎮火後とは言え、第8師団が大規模な災害出動を実施したのと対照的に、第1海軍区を所管する横鎮と青森県内に所在する隷下の大湊要港部は、それ以上の対応を実施しなかった。

#### (イ) 関東大水害における事例

1910年8月半ば、梅雨前線の活動、そして通過した2つの台風の影響で利根川、荒川、多摩川流域で洪水が発生した。東京府、東京市、警視庁は救護活動を行うが、被災地が広範囲にわたり対応がままならなかった。東京衛戍総督部（当時）は同月12日以降、堤防工事のため工兵隊を派遣したが、東京府からの正式な出動要請がなく、権限を重視する陸軍としては大規模な救護活動ができないでいた。被災民が困窮する状態となり、新聞各社が行政批判を始めるとともに、軍隊による更なる災害出動を求める世論が高まっていった。

本情勢下、13日20時に至り、内務省の要請を受けた海軍大臣・齋藤実は横鎮長官代理海軍工廠長・坂本一海軍少将に対して「水難救護ノ為急速無銃隊一隊ヲ差遣スベキ」旨、電話で訓令した<sup>80)</sup>。これを受け坂本少将は、横須賀軍港境域外である東京へ、海兵団（当時の団長は後に関東大震災直後に横須賀市長を務めることになる奥宮衛海軍大佐）及び戦艦「香取」の士下士卒からなる第1次派遣隊を編成し、汽船により進

出させた(以後、2次隊を含め8月22日まで東京府下で活動)。派遣隊は海軍省軍務局と密接に連絡をとり、軍務局は内務省、陸軍や東京府等の関係機関と連携しつつ命令を起案して派遣隊の救護活動を統制した。また横鎮では、濁流によって流され海上で漂流する被災民を救助するため、坂本少将の判断により、水雷艇2隻を東京湾内に派遣した<sup>81)</sup>。

本件は、海軍大臣の命令によって災害出動を始めた特異なケースであった。前例のない海軍による東京での陸上災害出動は、さらなる災害対応を求める世論に押された結果、行政批判を和らげるべく演出されたのである。本来、陸海軍の警備区分上、海軍の災害出動は水雷艇の東京湾内派遣が関の山なのであった<sup>82)</sup>。

### イ 三浦半島における行政戒厳との比較

明治33年法律第84号(行政執行法)第4条は「当該行政官庁ハ天災、事変ニ際シ又ハ勅令ノ規定アル場合ニ於テ危害予防若ハ衛生ノ為必要ト認ムルトキハ土地、物件ヲ使用、処分シ又ハ其ノ使用ヲ制限スルコトヲ得」と定めている。平時に災害出動する場合、陸海軍治安出兵部隊は民間資産を処分する権限がないため、行政官庁たる地方官や警察官と共に行動して処分許可を得なければならず、現場軍人には慎重な対応が求められた<sup>83)</sup>。しかし戒厳令第14条が適用されている場合は別で、「止ムヲ得サル場合ニ於テハ人民ノ動産不動産ヲ破壊燬焼スルコト」が可能で、かつ「要償スルコトヲ得ス」とされていた。

現に横須賀戒厳軍隊は、救護用仮小屋建設、水源地復旧、通信電気復旧、鉄道開通工事補助、道路啓開、土砂除去等、自主又は要請いずれかの形で積極的に部隊を派遣し、人命救助及び被災民救護業務を遂行している<sup>84)</sup>。治安出兵による災害出動と異なり、戒厳令により権限を付与された戒厳軍隊は、被害を局限しつつ迅速な復興に資する活動が容易であったと言えるであろう。

## 3 検証

### (1) 行政戒厳の任務達成状況

#### ア 法令及び今次行政戒厳目的の再考

横須賀市及び三浦郡で施行された行政戒厳の根拠は、戒厳令及びそれを適用させた表4に示す勅令であった。

戒厳の目的は、戒厳令第1条のとおり「地方ヲ警戒スル」ことであり、治安維持である。政府、特に内務大臣(及び警視総監)は、東京府、神奈川県、千葉県及び埼玉県の治安が極めて悪化し、警察力だけでは治安維持が困難な状況であると判断したため、行政戒厳を適用し軍隊を出動させたのであった。

しかし陸軍の関東戒厳司令部も海軍の横鎮も、本来の治安維持任務のみならず、被災民救護に係る業務を合わせ行わざるを得なかった。なぜならば、被災民救護業務を行うべき諸機関が一時的に機能不全に陥ったためであり、かつ被災民救護業務によって治安維持の実効性が間違いなく向上したからであった<sup>85)</sup>。

そもそも、治安維持に被災民救護が含まれるか否かは、諸説ある。

法学者の鶴飼信成は「軍隊は権力を以て人民に命令強制することによって秩序維持の目的を達するのが普通であるが、また軍隊の力を以て道路を修築し、橋梁を架設し、鉄道を復旧する等の非権力的作用によって秩序を維持することができるのであって、実際にこれらの消極目的を以てする軍隊による非権力的作用のみが戒厳の主たる内容をなした実例さへある」として、関東大震災における行政戒厳がそれであると紹介している<sup>86)</sup>。

しかし9月20日から関東戒厳司令官を務めた山梨半造陸軍大将は後日、次のとおり回想している。

震災ニ際シ陸軍ハ警備ノ外一般市民ニ対スル救済ノ業務ヲ併セ行ヒタリ元来一般市民ニ関スル糧食ノ配給傷者ノ救療交通通信整理等ハ軍部本来ノ任務ニ非スト雖震災ノ為帝都付近ノ有ラユル諸機関一時殆ント覆滅シ内外ノ連絡遮断シタルノミナラス各官公庁スラ震災ノ被害激甚ニシテ敏速ナル活動ヲ基礎トシタル編成組織ヲ有スル軍隊ノ実力ヲ以テ之カ救済ヲ行フハ蓋シ喫緊機宜ノ処置タルヲ失ハス即チ軍部ノ救済ハ全ク一時的応急施設ニ外ナラス<sup>87)</sup>

また関東戒厳司令部の参謀も、次のとおり記録している。

戒厳部隊ハ一方ニ於テ警備ヲ厳ニシ秩序ノ維持安寧ノ恢復ニ努力スルト共ニ他方ニ於テ官民各機関ト協力シテ或ハ糧秣ノ補給ニ或ハ傷病者ノ救護ニ又或ハ交通、通信ノ整理ニ有ラユル応急諸施設ニ対シ毫モ余力ヲ貽サナカツノデアル而シテ此等補給、救療、交通通信諸設備ノ如キハ一見戒厳軍隊本来ノ任務外ノ様テアルカ当時此種ノ業務ノ成否如何ハ一般治安ニ直接重大ナル関係ヲ有セシコトハ識者ノ周知セル所テアツテ非常ノ任務ヲ担当シテ全力ヲ傾注シテ始メテヨク此ノ振古未曾有ノ危機ヲ救ヒ得タノデアル<sup>88)</sup>

関東戒厳司令部は、治安維持を戒厳軍隊の主任務とみなし、被災民救護業務は陸軍震災救護委員及び府県市町村の任務であり、それを補佐する立場であるにとらえていた。一方横須賀戒厳司令部は、『大正十二年震災誌前編』においてみられるとおり「人心安定ノ為メ考慮ヲ要セシハ衣食住二次デ治安維持」との認識で、震災当初こそ戒厳の目的である治安維持も重点においたが、それが比較的容易に実現できると、活動の焦点を被災民救護へとシフトしたのであった<sup>89)</sup>。

#### イ 任務達成状況とその理由

9月の治安状況に関し、横須賀戒厳司令部では当時「期間概ネ異常ナク単ニ一回田ノ浦石炭会社人夫ノ賃金値上運動ニ際シ不穩ノ挙アリテ警戒セル外（中略）人心益々安定ニ趣キ横須賀以外ノ各地区ニ於テモ指揮官ハ司令官ノ意ヲ体シ極力担当区域ノ治安維持ニ任ジ地方官憲並ニ陸軍又鋭意司令部ト協力シ戒厳ノ効果ヲ十分ニ収ムルコトヲ得タリ」として、行政戒厳本来の目的は達成、と認識していた<sup>90)</sup>。

三浦半島で最も被害の大きかった横須賀市は、後日、次のとおり評価している。

市民の不安と混乱の状況を東京や横浜と比較すると、本市ではむしろ平静が保たれていたと言える。それは人口密集地域が限られていたこと、南部、西部地域は山林も多く農・漁業の地域で家屋や人口が少ないことなども関係している。また、こうした非常事態の鎮静については、陸・海軍の存在が大きな力となった<sup>91)</sup>。

三浦半島は、軍港（もしくはその近傍）かつ要塞地帯にして元来警備厳重であり、戒厳軍隊の努力もあって、治安の悪化に至らなかったのである。

## (2) 行政戒厳の実施に向けた陸海軍統合運用の実情

### ア 三浦半島における行政戒厳の特異性

通常、陸上地域の警備は陸軍の管轄であった。しかし被災地のうち、横須賀軍港境域内は海軍の担任であった。そこは横須賀衛戍地と重複しており、先任指揮官であるため戒厳司令官には海軍大将である横鎮長官が任ぜられた。そのため、当地陸海軍は今日的な軍事概念で言うところのジョイント・オペレーション（統合作戦／統合運用）を実施せざるを得ない状況に直面した。自衛隊において、統合運用は「共通する目的を達成するため、2以上の自衛隊（軍種）又はそれらの部隊等を運用すること」と定義され、統合任務部隊を編成して（単一の指揮官により）運用する場合と指揮関係のない2以上の部隊（複数指揮官）が相互に協力（協同により）運用する場合、とに分けられる<sup>92)</sup>。陸海軍司令官は、それぞれ、相手に対してどのような立場をとり戒厳任務を遂行すべきか、選択を迫られることとなった。

### イ 陸海軍統合運用の実情とその背景

野間口長官は発災当日17時、市中混乱する中、恐らく徒歩で鎮守府司令部から約2km離れた横須賀衛戍司令部を早速訪問し「(横須賀衛戍司令部への全焼した)海軍病院全員ノ収容ヲ受け且ツ其他多大ノ便宜ヲ得タルコトヲ陳謝」している<sup>93)</sup>。これは、所在先任陸海軍将校（横鎮長官・海軍大将）として所在先任陸軍将校（東京湾要塞司令官・陸軍中將）に対し、海軍側が得た便宜への謝意を示し、今後も陸軍からの協力を仰ぎたいとの意思表示として、極めて重要な行動であったと史料する。発災以前から当地の陸海軍関係は良好であったが、改めて緊密な関係を保持して、行政戒厳を施行する素地を整えることができたのである。

9月2日13時、未だ戒厳令の適用が横須賀市・三浦郡になされていない中、横鎮参謀長は海軍関係者、横須賀市長職務管掌、警察署長、憲兵分遣隊長、要塞司令部副官を集め、市中で見込まれる食糧不足問題について協議している<sup>94)</sup>。この会議結果に基づき、横須賀重砲兵連隊は、米穀徴発のため下士卒138名を横鎮に送り、「(横鎮)参謀長ノ指揮ヲ受ク」よう命令を発出した<sup>95)</sup>。陸軍側も先任指揮官たる横鎮の方針に協力すべく、努めようとしていたのである。

横須賀衛戍司令官は、4日21時頃横鎮からの電話通報により、横須賀市及び三浦郡に対し戒厳令が一部適用される旨、認識した<sup>96)</sup>。そして同地域を衛戍地とする横須賀衛戍司令官は、横須賀戒厳司令官との関係をどのようにすべきか、確認する所要が生じた。横須賀衛戍司令官は9月5日、鳩通信にて原田第1師団参謀長に次を照会した。

勅令第三九九号及第四〇一号ニ依リ当衛戍地陸軍部隊ハ戒厳令第九条及第十四条ノミニ就テ鎮守府司令長官ノ指示命令ヲ受クルモ其他ハ鎮守府司令長官ノ要求ニ応スル形ニ於テ陸海軍協同スルモノト解釈スルモ海軍側ニテハ異議ヲ有スルモノアリ陸軍側ノ解釈ニ誤リアレハ速ニ御教示ヲ乞フ但シ陸海軍間ニ感情上ノ衝突ハ毫モナキヲ以テ御安心ヲ乞フ為念<sup>97)</sup>

これに対し原田参謀長からは9月8日、「御問合せ第二項ハ貴官解釈ノ通り但シ警備ニ関シテハ鎮守府司令長官ト特ニ協議連携セラレシムコトヲ望ム」との回答を得た<sup>98)</sup>。これを踏まえ9月17日には、戒厳令に対する指揮系統に関する打ち合わせのため、池野要塞参謀を横鎮へ派遣した際、「次第二依リテハ鎮守府指揮系統ニ入ルモ差支ナキ」旨、伝達させた<sup>99)</sup>。

恐らく横鎮は軍務局に問い合わせたのであろう。9月18日、海軍省野田軍務局員から、横鎮先任参謀に対して、以下の通知があった。

戒厳司令官ノ権限ニ関シテハ海軍、陸軍、各々別箇ノモノニシテ陸軍司令官ノ下ニ海軍ノ一部ヲ海軍司令官ノ下ニ陸軍ノ一部ヲ包容スルガ如キコトハ法規上ニ於テモ又實質上ニ於テモ全然許スベカラザルコトニシテ全然海、陸ハ協議ヲ以テ任務ヲ遂行スルモノト解釈セラル将来ニ於テモ海軍戒厳司令官ノ下ニ陸軍ノ一部ヲ包容スルガ如キ意見ハ全然無ク全ク協議ニヨルコトニセラレアリ<sup>100)</sup>

これを受け、9月19日に要塞副官が横鎮に出向いた際、横鎮参謀長から「横須賀衛戍陸軍部隊ハ海軍省ニテモ研究ノ結果始メヨリ横須賀戒厳司令官ノ隷下ニ入レサル方針ニテ実施ニ至リ別ニ大ナル不便ナキヲ以テ従来ノ如ク協議ニテ万事円満ニ脱漏ナク行フ」旨伝達され、協同して戒厳任務を遂行する態勢が継続されることとなった<sup>101)</sup>。

陸海軍間の指揮統制問題について、おおむね整理の付いた9月下旬、横鎮参謀長は、9月25日付で軍務局長から戒厳令下の陸海軍関係について意見照会を求められたことから、以下のとおり回答している。

戒厳施行ニ際シ所在陸軍官憲ハ全部横須賀戒厳司令官ノ協議ニ応ジ戒厳令実施ニ極力協力シ来リシガ所在陸軍内ニ於ケル指揮系統ガ一系統ニアラザリシタメ之ガ統一幾分不工合ノ点アリシヤニ聞キシガ其ノタメカ当要塞司令部所在陸軍官憲ヲ全部横須賀戒厳司令官ノ指揮下ニ入ルルヲ便トシ尚陸軍中央当局ニ於テモ海軍側ヨリノ要望アレバ直ニ応ズルノ準備アリトノ申出モアリ（中略）当局ノ意向ヲ承知シ依然海、陸軍ノ関係ハ協議ノ上処理シツツアリ目下何等問題無之候<sup>102)</sup>

なお横須賀衛戍部隊は、戒厳任務に関し、横須賀戒厳司令官のみならず、担当区域外となるため関東戒厳司令官の、いずれの隷下にも属しない状況となった。また、横須賀衛戍地内に所在する主要な陸軍部隊機関のうち、教育総監隷下の陸軍重砲兵学校、憲兵司令官隷下の横須賀憲兵分隊は、横須賀衛戍司令官の隷下にも属しなかったが、横須賀衛戍司令官の統制の下、戒厳司令官に積極的に協力し、戒厳任務の遂行に尽力した<sup>103)</sup>。

第1師団（横須賀衛戍司令官）側は、戒厳令の適用条項に関しては海軍将校の戒厳司令官であっても指揮命令に従う義務がある（単一指揮運用）と認識している一方、横鎮（横須賀戒厳司令官）側は海軍中央を含め戒厳施行当初から衛戍陸軍部隊を隷下に組み込まない方針（協同運用）であり、陸海軍間で統合運用方針について、認識の大きな差があった。結局、戒厳司令官側が戒厳全期間を通して協同関係による任務遂行を選択したため、単一指揮運用が実現されることはなかった。

創軍以来、海軍は陸軍と対等な地位を獲得する努力を続け、1903年の戦時大本営条例改正により、同格が実現した。陸軍に海軍の領域を侵させないために、海軍は陸軍の権限を侵さないという単一指揮への忌避文化を産み、陸海軍統合が進まない土壌が出来上がっていたのではなからうか<sup>104)</sup>。

ともあれ行政戒厳下で指揮命令関係の一元化はなされなかったが、協同関係でも戒厳業務に支障が出なかったのは、2人のリーダーの卓越性、則ち、野間口司令官の陸軍への細やかな配慮と、福原司令官の海軍への積極的協力方針によるところが大きいものと思料する。

### (3) 治安出兵と比較した場合の行政戒厳の効果

#### ア 治安出兵との法的効果の相違点

治安出兵による災害出動は、本来主体となるべき地方官憲の災害対処能力を支えるための機能である。従って権限も極めて弱く、地方官や警察官と共に行動しなければ、治安出兵部隊は災害出動に伴う民間資産処分ができなかった。しかし戒厳令第14条が適用されている場合、戒厳軍隊は「止ムヲ得サル場合ニ於テハ人民ノ動産不動産ヲ破壊燬焼スルコト」ができ、かつ「要償スルコトヲ得ス」とされていた。

また「地方行政事務及び司法事務ノ軍事ニ関係アル事件ヲ限り其地ノ司令官ニ管掌ノ權ヲ委スルモノトス」との規定をフル活用することで、自己完結し、かつ海からの救護物資搬入を容易に実現できる横須賀戒厳軍隊が、地方官憲を積極的にリードすることで、人命救助と生活支援を円滑に進めていけたのである。

#### イ 関東大震災生起に伴う行政戒厳の効果

関東大震災は、未曾有の大災害であった。本来災害に対応すべき地方官憲自身が被災し、機能を喪失もしくは低下させていた。そのため、災害現場に地方官や警察官が足りず、軍隊が治安出兵による災害出動をしても、活動に大きな制約が生まれたであろう。行政戒厳の施行により、軍隊に民間資産を処分できる権限が付与され、災害出動の効果が格段に向上したことは言うまでもない。

また横須賀戒厳司令官は横須賀市役所及び三浦郡町村役所等を隷下におき、市民に対する地方行政事務及び司法事務を指揮することで、震災による地域の被害を局限し、復興への道筋をいち早く確立することができたのである。

治安維持が目的であるはずの本行政戒厳は、災害時に適用された、初めて、かつ唯一の例となったが、多くの人命を救ったという点において、他に有効な緊急事態法令がない以上、最も効果的な手段となったのである。

### 終わりに

本研究では「三浦半島での陸海軍協同災害出動は戒厳権限の転用によりどのような効果を発揮し得たか」というリサーチクエスチョンを設け、先行研究を踏まえ、陸海軍及び関係官憲が記録した資料を基礎として、①戒厳本来の目的に照らした任務の達成状況、②行政戒厳の実施に向けた陸海軍統合運用の実情、③治安出兵と比較した場合の行政戒厳の効果、の観点からその実態解明を試みた。

そして横須賀戒厳司令官たる横鎮長官は戒厳期間を通して、①行政戒厳の目的を達成し三浦半島の治安維持に成功した上で被災民救護を重視した災害出動を実施したこと、②陸軍の協力的な姿勢を背景に協同関係で戒厳任務を円滑に遂行したこと、③被災して機能が低下していた市郡町村等を隷下におき戒厳令により付与された民間資産処分権限の行使並びに地方行政事務及び司法事務の指揮により災害出動の効果を最大発揮したこと、が明らかとなった。

本行政戒厳は、まさに戒厳の名を借りた災害出動であり、それは成功した、と総括できよう。この成果は、陸海軍ツートップのリーダーシップと協力関係により、戒厳によって得られた権限を本来の目的を超えて使用することで得られたものであって、全ての事態に再現できるモデルケースであったとは言い難い。この点、本事例は戦前の行政戒厳と災害出動の中でも異色の内容と特徴を有するものである。

福原横須賀衛戍司令官は、よく海軍と協同し、治安維持及び被災民救護業務に従事したが、実は被災民であった。官舎が倒壊し、三男が圧死していたのである<sup>105)</sup>。野間口横須賀戒厳司令官その人も官舎が損壊し、

家族はしばらく庭に蚊帳を吊り、寝起きしていた<sup>106)</sup>。両名とも悲しみを抱えながら面には出さず、司令部に泊まり込み、互いに連絡を取り合いながら、行政戒厳の実務、災害出動の陣頭指揮に当たったのであった。時宜、人を得て、本行政戒厳が形ばかりのものとならずに済み、多くの人々が助けられたことは、不幸中の幸いであったのではないだろうか。

今日、南海トラフ巨大地震が切迫していると警戒され、その他パンデミックや地球温暖化に伴う風水害の激化等が懸念されている。その状況にあって、現在自衛隊法及び災害対策基本法等において、自衛隊の災害派遣とその際の権限は明確化されており、戦前の軍隊が直面した「災害出動」における制約は少なくなっている。とは言え、非常事態において適切な処置をとり得るかは、リーダーとそれを支える幕僚の、柔軟かつ冷静な連続情勢判断と判決に伴う断固とした命令の施行と監督にかかっていることに差はない。

本行政戒厳は、改めて、軍／自衛隊の災害出動／災害派遣における人の重要性が浮き彫りとなったケースだった、と思う次第である。

## 注

- 1) 郡制は、大正10年法律第63号(郡制廃止ニ関スル法律)により廃止された。なお残務処理のため郡長及び郡役所は存続し、大正15年勅令第147号(地方官官制)が施行された同年7月1日をもって全廃された。以降郡は地理的範囲を示す呼称となった。
- 2) 戒厳令が有効であった第二次大戦以前、「戒厳とは戒厳令の掲げた要件を充してゐる真正の戒厳を指す、(中略)しかし法律に代わるべき緊急勅令によつて戒厳令の一部を適用するといふことが我国で行はれた例がある。普通之を行政戒厳と呼んでゐる」として、法学界では真正戒厳と行政戒厳の区分がなされていた(鶴飼信成『戒厳令概説』(有斐閣、1945年)51頁)。
- 3) 災害出動として「大なる災害に対しては、軍隊出動してこれが救護、整理、補給、衛生、等のことに当たつた」と説明されている(櫻井忠温『国防大事典』(国書刊行会、1978年)612頁)。
- 4) 後藤新八郎「関東大震災における海軍の活動(上)」(『波涛』創刊号、1975年11月)79-97頁。同「関東大震災における海軍の活動(下)」(『波涛』第1巻第2号、1976年1月)72-90頁。倉谷昌伺「関東大震災における日米海軍の救援活動について一日米海軍の現場指揮官の活動を中心に一」(『海軍校戦略研究』第1巻第2号、2011年12月)106-138頁。大井昌靖「海軍の災害救援に関する一考察—鎮守府令と陸海軍の任務協定の視点から—」(『波涛』第38巻第4号、2013年1月)76-82頁。村上和彦「軍隊による災害救援に関する研究—関東大震災を中心として—」(『戦史研究年報』第16号、2013年)1-30頁。吉田律人「軍港都市における海軍の災害対応」(大豆生田稔編『軍港都市研究Ⅶ』清文堂出版、2017年)59-101頁。吉田律人「昭和期の『災害出動』制度—関東大震災から自衛隊創設まで—」(『史学雑誌』第127編第6号、2018年6月)48-63頁。
- 5) 大江志乃夫『戒厳令』(岩波書店、1978年)。松尾章一『関東大震災と戒厳令』(吉川弘文館、2003年)。北博昭『戒厳』(朝日新聞出版、2010年)。安江聖也「関東大震災における行政戒厳」(『軍事史学』第37巻第4号、平成13年6月)18-33頁。
- 6) 茶園義男『東京湾要塞司令部極秘資料』第2巻(現代史料出版、2004年)。松尾章一『関東大震災政府陸海軍関係史料』I~III巻(日本経済評論社、1997年)。横須賀鎮守府『大正十二年震災誌前編』(1931年)。松島鶴次郎『横須賀市震災誌附復興誌』(横須賀市震災誌刊行会、1932年)。
- 7) 明治15年太政官布告第36号。北博昭『戒厳』9-10頁。
- 8) 北博昭『戒厳』39及び212頁。
- 9) 同上、44-46頁。
- 10) 明治15年太政官布告第36号。
- 11) 北博昭『戒厳』44-46頁。安江聖也「関東大震災における行政戒厳」19-20頁。なお関東大震災では被害激甚のため、枢密院による諮詢と官報告示を経ることができずに、施行された。
- 12) 関東大震災に伴う行政戒厳は、適用される区画の拡大にあわせて、都合4回施行されている。
- 13) 吉田律人「昭和期の『災害出動』制度」52頁。
- 14) 同上、51頁。なお治安出兵は警察機能の代行であつて、戒厳とは異なり地方行政事務及び司法事務は一部といへども軍隊指揮官の管掌下には入らない(北博昭『戒厳』50-55頁)。
- 15) 大正7年1月陸軍省海軍省告示(東京湾要塞地)。吉田律人『軍隊の対内的機能と関東大震災』(日本経済評論社、2016年)206-212頁。
- 16) 吉田律人「関東大震災における軍事動員と非罹災地の動向」(『軍事史学』第48巻第1号、平成24年6月)29頁。大正2年勅令第151号(地方官官制)第6条「知事ハ非常急変ノ場合ニ臨ミ兵力ヲ要シ又ハ警護ヲ為兵備ヲ要スルトキハ師団長ニ移牒シテ出兵ヲ請フコトヲ得」。大正7年軍令陸第3号(師団司令部条例)第5条「師団長ハ地方長官ヨリ地方ノ静謐ヲ維持スル為兵力ノ請求ヲ受ケタルトキ事急ナレハ直ニ之ニ応スルコトヲ得其ノ事地方長官ノ請求ヲ待ツノ違ナキトキハ兵力ヲ以テ便宜処置スルコトヲ得」。
- 17) 毛塚五郎『関東大震災と三浦半島』(1992年)64頁。中央防災会議『一九二三関東大震災報告書【第2編】』(2009年)、80-81頁。
- 18) 明治19年勅令第24号(海軍条例)第6条及び第7条。大正12年勅令第5号(海軍区令)第1条及び第2条。大正12年軍令海第5号(鎮守府令)第1条及び第2条。
- 19) 大正6年勅令第39号(横須賀軍港ノ境域に關スル件)。
- 20) 明治19年勅令第24号(海軍条例)第12条。

- 21) 大正12年軍令海第5号(鎮守府令)第10条。艦隊司令長官も同様に、大正3年軍令海第10号(艦隊令)第18条に基づく同様の規定があった。また艦長等部隊指揮官は大正8年海軍省達第111号(艦船職員服務規程)第110条により「所在地方ニ火災、風水害、震災等アル場合ニ於テ必要ト認ムルトキハ地方官憲ト協議シ便宜相当ノ助力ヲ為スヘシ」と定められていた。
- 22) 明治33年海軍省令第7号(軍港要港規則)。「海軍の兵力を用する場合に関する件」JACAR(アジア歴史資料センター)Ref.C04013708000、壹大日記 明治33年6月(防衛省防衛研究所)。明治34年勅令第1号(防務条例)。大井昌靖「戦前の海軍による災害救助活動の実態—海軍の災害救助活動を中心に—」(笹川平和財団海洋政策研究所海洋安全保障情報特報、2024年2月9日)、<[https://www.spf.org/oceans/analysis\\_ja02/20240209\\_t.html](https://www.spf.org/oceans/analysis_ja02/20240209_t.html)>、2024年12月3日アクセス、2-3頁。
- 23) 安江聖也「関東大震災における行政戒厳」19頁。
- 24) 美濃部達吉『逐条憲法精義』(有斐閣、1926年)285頁。安江聖也「関東大震災における行政戒厳」19頁。
- 25) 安江聖也「関東大震災における行政戒厳」20-21頁。北博昭『戒厳』142頁。
- 26) 安江聖也「関東大震災における行政戒厳」21頁。北博昭『戒厳』132及び142頁。ただし要請2時間前に、石光東京衛戍司令官代理は衛戍条例に基づく在京部隊の自主出兵を実施している。
- 27) 安江聖也「関東大震災における行政戒厳」21頁。北博昭『戒厳』143頁。
- 28) 北博昭『戒厳』134-137頁。吉田律人『軍隊の対内的機能と関東大震災』258-261頁。枢密院議長・清浦奎吾の承諾だけは得た(波多野勝・飯森明子『関東大震災と日米外交』(草思社、1999年)、90頁)。
- 29) 美濃部達吉『憲法撮要』(有斐閣、1916年)580頁。安江聖也「関東大震災における行政戒厳」22頁。
- 30) 松尾章一『関東大震災政府陸海軍関係史料』I巻48-50頁。なお9月7日、本閣議決定にあわせ海軍省は横鎮に対し「海軍長官タル戒厳司令官ハ陸軍ヲ指揮セズ從テ陸軍ニ関スル事項ハ協議決定ヲ要ス」と通牒した(横須賀鎮守府『大正十二年震災誌前編』99-100頁)。
- 31) 吉田律人『軍隊の対内的機能と関東大震災』11-22頁。中央防災会議『一九二三年関東大震災報告書【第2編】』79-82頁。
- 32) 関東戒厳司令部「関東戒厳司令部詳報 第一巻」松尾章一『関東大震災政府陸海軍関係史料』II巻6-7頁。
- 33) 松尾章一『関東大震災政府陸海軍関係史料』I巻33-47頁。
- 34) 海軍省軍務局『大正十二年九月一日震災記録』(1923年)89頁。なお陸軍は戒厳施行に伴い勅令を以て関東戒厳司令部を設置したが、「海軍ニ関スル限り別ニ陸軍ノ如キ司令部条例ノ発布ヲ必要ト認メラレザル」として、横鎮の組織編制機能を以て、横須賀戒厳司令部業務を実施した(横須賀鎮守府『大正十二年震災誌前編』89頁)。
- 35) 毛塚五郎は、戒厳令の一部適用に係る勅令公布について、海軍大臣が横鎮長官に意見を求めたため、電報発信に至ったのではないかと推察している(毛塚五郎『関東大震災と三浦半島』88頁)。
- 36) 松尾章一『関東大震災政府陸海軍関係史料』III巻325-326頁。なお4日夕刻から6日頃の間に発信された、横鎮副官から海軍省副官宛の電報によれば、戒厳令適用後も横鎮は「鎌倉郡ニハ三浦郡ト共ニ横須賀軍港付近トシテ鎮守府司令長官ノ管下ニ属セシムルコト絶対ニ必要ナリト認ム」と内務大臣への転電を依頼している。
- 37) 毛塚五郎『関東大震災と三浦半島』88-89頁。
- 38) 明治34年勅令第1号(防務条例)第4条では「鎮守府司令長官及要塞司令官(中略)第二条ノ規定ニ依リ各其担任ノ事項ヲ計画ス」と定められ、それぞれの担任に従い防御計画を策定したはずだが、その資料は未確認である。なお「横須賀田浦防護関係規約に関する件」(JACAR(アジア歴史資料センター)Ref.C01003948400、密大日記 第四冊 昭和6年(防衛省防衛研究所))によれば、昭和6年2月に「関東地方防衛ニ関スル本年2月横須賀鎮守府司令長官、東京警備司令官及東京湾要塞司令官間ノ協定」が締結され(内容不明)、同年6月、東京湾要塞司令部と協議の上、横鎮は担任地域に係る「横須賀田浦防護関係規約」を審議したことが判明している(内容不明)。
- 39) 茶園義男『東京湾要塞司令部極秘資料』第2巻38頁。なお本論では、三浦半島において戒厳司令官に任じた横鎮長官を「横須賀戒厳司令官」と呼称している(横須賀鎮守府『大正十二年震災誌前編』111頁)。
- 40) 茶園義男『東京湾要塞司令部極秘資料』第2巻40頁。
- 41) 松尾章一『関東大震災政府陸海軍関係史料』III巻266-267頁。
- 42) 地震調査研究推進本部「相模トラフ沿いの地震活動の長期評価(第2版)について」(2014年4月)3及び11頁。
- 43) 横須賀市『新横須賀市史 通史編近現代』(2014年)473頁。
- 44) 同上、473-476頁。
- 45) 横須賀鎮守府『大正十二年震災誌前編』7-11頁。平野正勝「関東大震災と横須賀軍港」(『水路』第41号、昭和57年4月)17-21頁。

- 46) 松島鶴次郎『横須賀市震災誌附復興誌』111頁。横須賀市『横須賀市史市政施行八〇周年記念』上巻(1988年)410頁。横須賀市『新横須賀市史 通史編近現代』477頁。
- 47) 松島鶴次郎『横須賀市震災誌附復興誌』115頁。
- 48) 千秋社『関東大震災誌・神奈川編』(1988年)560頁。
- 49) 横須賀鎮守府『大正十二年震災誌前編』17-32頁。
- 50) 同上、2及び21頁。
- 51) 茶園義男『東京湾要塞司令部極秘資料』第2巻4-32頁。
- 52) なお震災後、横鎮参謀長は軍務局長に対し、戒厳専従職員を充当できず事務進捗に不如意点があり、戒厳専従職員の増員は必要である、と意見具申している(横須賀鎮守府『大正十二年震災誌前編』111頁)。
- 53) 横須賀市『新横須賀市史 通史編近現代』480頁。吉田律人「軍港都市における海軍の災害対応」88頁。
- 54) 横須賀鎮守府『大正十二年震災誌前編』42-73頁。
- 55) 同上、59-63頁。
- 56) 後藤新八郎「関東大震災における海軍の活動(下)」84-85頁。
- 57) 木村聡『日本海軍連合艦隊の研究』(北海道大学出版会、2022年)34-39頁。
- 58) 同上、58-86頁。
- 59) 海軍省軍務局『大正十二年九月一日震災記録』53-63頁。
- 60) 松尾章一『関東大震災政府陸海軍関係史料』Ⅱ巻29頁。
- 61) 同上、32-33頁。
- 62) 同『関東大震災政府陸海軍関係史料』Ⅰ巻4-14頁。
- 63) 千秋社『関東大震災誌・神奈川編』447-461頁。
- 64) 松尾章一『関東大震災政府陸海軍関係史料』Ⅱ巻25頁。
- 65) 同『関東大震災政府陸海軍関係史料』Ⅰ巻26頁。
- 66) 吉田律人『軍隊の対内的機能と関東大震災』242頁。
- 67) 人口は内閣統計局『大正九年国勢調査報告』全国の部第1巻119頁。面積は、内閣統計局『大正十四年国勢調査報告 第二回 全国結果表』(1926年)4-6頁。なお1方里=15・42344平方キロで算出。
- 68) このあたりの状況については、当時の横鎮副官・草鹿龍之介海軍大尉(後のハワイ攻撃作戦時・第1航空艦隊参謀長)手記(草鹿龍之介『一海軍士官の半生記』(光和堂、1973年)171及び174~175頁)に詳しい。
- 69) 横須賀鎮守府『大正十二年震災誌前編』42-73頁。
- 70) 北博昭『戒厳』91-93頁。
- 71) 大江志乃夫『戒厳令』92頁。
- 72) 北博昭『戒厳』94-99頁。
- 73) 横須賀鎮守府『大正十二年震災誌前編』101-102頁。
- 74) 同上、49、91及び100-102頁。
- 75) 同上、42-73頁。
- 76) 治安維持及び軍・住民の安寧福祉確保を目的として、政治及び管轄権並びに最高行政責任が軍司令官の権能に帰する点からすると「軍政」と言える状態であったと考える(米国海軍軍政府布告第1号「米国軍占領下ノ南西諸島及其近海居住民ニ告グ」(1945年))。
- 77) 本節は、吉田律人「関東大水害と軍隊」、土田宏成他編『関東大水害』(日本経済評論社、2023年)39-64頁を参考とした。
- 78) 対して、海軍警備区域である横須賀軍港境域内における派遣防火出動は多くの例が認められるが、軍港防火部署に基づくもので、その実績は、吉田律人「軍港都市における海軍の災害対応」74-85頁に詳しい。
- 79) 注21記載の艦船職員服務規程の先行規則にあたる。
- 80) 「東京付近水害の件(一)」JACAR(アジア歴史資料センター)Ref.C07090096000、「公文備考 外国人 変災 巻一四〇」(防衛省防衛研究所)。なお、1933年の「海軍省軍令部業務互渉規程」までは、海軍大臣が海軍部隊の指揮権を平時保有していた(浅井隆宏「日本海軍の軍政機関と軍令機関—「協同輔翼」をめぐる慣行—」(『法政論叢』第54巻第1号、2018年)51頁)。
- 81) 明治42年軍令海第4号(鎮守府条例)第8条に基づく治安出兵である。
- 82) 「海軍の兵力を用する場合に関する件」JACAR(アジア歴史資料センター)Ref.C04013708000、壹大日記明治33年6月(防衛省防衛研究所)。

- 83) 吉田律人「軍港都市における海軍の災害対応」80頁。
- 84) 横須賀鎮守府『大正十二年震災誌前編』54-66頁。
- 85) 松尾章一『関東大震災と戒厳令』24頁。
- 86) 鵜飼信成『戒厳令概説』47頁。
- 87) 村上和彦「軍隊による災害救援に関する研究—関東大震災を中心として—」24頁。松尾章一『関東大震災政府陸海軍関係史料』I巻460-461頁。
- 88) 村上和彦「軍隊による災害救援に関する研究—関東大震災を中心として—」24頁。松尾章一『関東大震災政府陸海軍関係史料』II巻754頁。
- 89) 横須賀鎮守府『大正十二年震災誌前編』49頁。
- 90) 同上、50頁。
- 91) 横須賀市『横須賀市史市政施行八〇周年記念』上巻409頁。
- 92) 統合幕僚監部『統合訓練資料1-7 統合用語集』（2023年）I-24及び130頁。
- 93) 茶園義男『東京湾要塞司令部極秘資料』第2巻7頁。
- 94) 同上、15頁。
- 95) 同上、16頁。この時点での「指揮（指揮権を与えられた個人が、その権限に基づき、部隊、機関又は個人に対し意志を表示し、その意志に従わせること）」について、統帥指揮系統上、特令のない限り陸軍部隊に対して海軍の指揮は及ばないことから、今日で言う「統制（特定の事項に関して、与えられた基準に基づき、指揮下でない部隊等に対して所要の規制を行うこと）」にあたるものと解される（統合幕僚監部『統合訓練資料1-7 統合用語集』I-65及び138頁）。
- 96) 茶園義男『東京湾要塞司令部極秘資料』第2巻35頁。
- 97) 同上、39-40頁。
- 98) 同上、55頁。
- 99) 同上、86頁。
- 100) 横須賀鎮守府『大正十二年震災誌前編』116頁。
- 101) 茶園義男『東京湾要塞司令部極秘資料』第2巻91頁。
- 102) 横須賀鎮守府『大正十二年震災誌前編』110頁。
- 103) 毛塚五郎『関東大震災と三浦半島』93-96頁。
- 104) 手嶋泰伸『統帥権の独立』（中央公論社、2024年）49-50頁。
- 105) 毛塚五郎『東京湾要塞歴史』第2巻（1967年）52頁。
- 106) 草鹿龍之介『一海軍士官の半生記』166-170頁。

